

平成26年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成26年12月17日（水曜日）

議事日程第1号

平成26年12月17日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第106号 八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例制定について
- 第5 議案第107号 八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例制定について
- 第6 議案第108号 八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例制定について
- 第7 議案第109号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第110号 八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第111号 八峰町松波健康広場条例を廃止する条例制定について
- 第10 議案第112号 工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第113号 工事請負変更契約の締結につい
- 第12 議案第114号 平成26年度八峰町一般会計補正予算（第6号）
- 第13 議案第115号 平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）
- 第14 議案第116号 平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第15 議案第117号 平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第16 議案第118号 平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第4号）
- 第17 請願第 1号 米の需給安定対策に関する請願書
- 第18 請願第 2号 農協改革に関する請願書
- 第19 陳情第 11号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

- 第20 陳情第 12号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める
陳情書
- 第21 発議第 10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める
意見書
- 第22 陳情第 14号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情
- 第23 発議第 11号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める意見書
- 第24 陳情第 15号 介護従事者の処遇改善を求める陳情
- 第25 発議第 12号 介護従事者の処遇改善を求める意見書
- 第26 陳情第 16号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用
に関する意見書の提出についての陳情書
- 第27 陳情第 17号 集団的自衛権の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備
等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める
陳情
- 第28 陳情第18号 「マクロ経済スライド」制の廃止を求める陳情
- 第29 陳情第19号 最低保障年金制度の創設を求める陳情

出席議員（12人）

1番 鈴木 一彦	2番 笠原 吉範	3番 水木 壽保
4番 須藤 正人	5番 腰山 良悦	6番 柴田 正高
7番 皆川 鉄也	8番 嶋津 宣美	9番 菊地 薫
10番 山本 優人	11番 門脇 直樹	12番 芦崎 達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 加藤 和夫	副町長 伊藤 進
教育長 千葉 良一	総務課長 田村 正
会計課長 川尻 悦子	企画財政課長 須藤 徳雄
町民生活課長 金平 公明	福祉保健課長 大高 伸一
管財課長 佐々木 充	税務課長 田村 功
教育次長 小林 孝一	生涯学習課長 金田 千秋

産業振興課長	工藤金悦	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	田村博	幼児保育課長	日沼正明
農業委員会事務局長	米森博孝	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木久明 書記 吉元和歌子

午前10時00分開会

○議長（芦崎達美君） おはようございます。これより平成26年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。会期等につきましては議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木一彦君） おはようございます。議会運営委員会委員長の鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る11月29日、12月1日及び12月11日の3日間、議長同席の下に全委員出席し議会運営委員会を開催し、12月16日付けで議長から諮問のあった平成26年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から19日までの3日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたのでご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から19日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から19日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成26年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の所ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、平成27年度当初予算編成について申し上げます。

日本経済は、日銀の金融緩和がもたらした円安により株価の上昇や輸出の伸びが見られ、さらに震災の復興需要や国の景気浮揚対策事業を追い風に景気は回復基調にあるものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動減や8月豪雨等による消費の低迷などで景気回復の足取りは鈍く、地方経済にはいまだ波及していない状況にあると言われております。

このような中、国の平成27年度予算編成は、前年同様に、平成25年度からの「中期財政フレーム」を踏襲し、年金・医療・復興対策費などを除く歳出要求額を10%減として、日本の再生のための重点分野に大胆に予算を配分することで、経済成長と財政健全化を図ることとし、地方財政においては、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源を確保するとしながらも、地方交付税交付金は、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替により特例加算が縮小したことや地方消費税交付金等地方税収の伸びを前提に、対前年度比5%減の16兆450億円とする方針などが示されておりましたが、衆議院の解散総選挙の実施により、編成作業は大幅に遅延することが予想されております。このことから、本町の平成27年度当初予算編成作業もこれまで以上に国、県の動向を注視し、臨機応変に対応しなければならないものと考えております。

本町の予算編成の基本方針であります、「統合小・中学校改修事業」という大型事業を抱えていることから、新規事業は極力抑制し、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小

に努めると共に、国の「地方創生関連事業」や県の「人口減少社会における地域の維持・活性化を図る新たな取組み」などの新規事業を積極的に活用し、産業振興や人口減少対策に向けた取組みを積極的に推進するほか、「新町誕生10周年記念事業」予算枠を設け、町の将来像「白神の自然と人との創るやすらぎのまち」実現のため、町民の意見、要望などを踏まえて、地域経済を支える地場産業の振興と地域活力の源となる雇用の確保・創出等に努め、町全域の均衡ある発展と町民福祉の向上に繋がる通年予算を編成することとしております。今後、発表される地方財政対策などとの整合性を図りながら、2月中旬までに新年度予算の原案を取りまとめたいと考えております。

次に、路線バス関係の補助事業についてであります。昨年10月から今年の9月末までのバス乗車券類購入補助事業につきましては、購入件数は1,019件、販売額は541万6,000円となっており、前年に比べ販売件数で106件、販売額で97万3,000円伸びており、順調に利用されているものと考えております。また、秋田県生活バス路線等維持費補助金につきましては、運営収支がまとまり補助金額が確定いたしました。燃料費の高騰や車両維持費の増加などで経常費用の低減が進まず、補助金の申請額は、岩館線で27万2,000円減額となったものの、大久保岱線は前年に比べ72万円の増加となっております。本定例会にこの関連の補正予算を計上しておりますので宜しくお願いいたします。

次に、少子化人口減少対策についてであります。去る11月21日、国において、地方創生の基本理念、国、都道府県、市町村の地方創生総合戦略の作成などを定めた「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、同月28日に公布されました。これによりますと、市町村は、今後発表される国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるよう努めなければならないと規定されており、本町としては、人口動向や将来人口シミュレーションなどの分析を行うなど、「八峰町人口ビジョン」の作成に着手すると共に、6月に庁舎内に設置した少子化人口減少対策会議や議会、産業団体等からの意見、提言も参考に、平成27年度中に「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その計画に基づき、少子化、人口減少に関する諸施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、秋の行政協力員会議を11月28日峰栄館で開催し、各自治会から出された道路改良などの要望47件について、それぞれ町の考え方を示し、意見交換を行ったところであります。要望に対する意見交換のほか、町からは町道の冬期間閉鎖箇所や街路灯のL E

D化、町の総合振興計画策定のためのアンケート調査の実施などを説明し理解を深めていただきました。

次に、秋の火災予防運動期間の初日の11月2日に、水沢地区において消防総合訓練を実施しました。住民による火事ぶれと119番通報、バケツリレーによる初期消火活動に続いて、消防団員と八峰消防署員による火災防御訓練を行い、最後に、水消火器による消火訓練を行って訓練を終了しました。朝早く寒い中、約120人の方々から参加していただきました。ご協力くださった水沢上町内会及び水沢中町内会をはじめ、町民、消防団、消防署の皆様には心からお礼申し上げます。これから年末年始に向け、町民と一体となって防火に努めてまいります。

現在、町の地域防災計画の見直し作業中で、計画の修正案ができましたので、修正案をホームページに掲載し、町民や防災関係機関からのご意見を伺うパブリックコメントを実施しております。このあと、1月以降に防災会議を2回から3回開催し、年度内には修正した地域防災計画を完成させたいと考えております。

次に、源泉所得税の見直しに係る源泉所得税等の納付についてであります。個人事業主の測量士や建築士及び土地家屋調査士などに対する報酬・料金等の支払いについて、源泉徴収漏れとなっている事例が把握されていることを受け、平成26年10月15日、能代税務署において、能代税務署管内の市町を対象に「源泉徴収税等の見直し」説明会が開催され、自主点検するよう指導がありました。

それを受け、平成22年1月1日以降支払分について自主点検を行った結果、委託料等の業務において、対象者数4名、対象件数77件、149万6,143円の源泉徴収漏れが判明しました。源泉所得税納付に伴う延滞税の予定額は41万9,000円、不納付加算税の予定額は2万1,900円となります。

源泉徴収漏れの原因は、個人事業主への委託料等の支払いは、「源泉徴収の対象としない」と誤認していた職員の認識不足によるものでした。このような事態を招いたこととお詫び申し上げますと共に、再発防止の徹底を図ってまいります。

源泉徴収漏れとなった源泉所得税については、町で立替え速やかに納付し、源泉徴収漏れとなった個人事業主に対し謝罪と経緯を説明し、源泉徴収すべきであった所得税相当額の町への返納をお願いすることにしております。

なお、延滞税・不納付加算税については、源泉徴収義務者である町の責任のため、町が負担することになりますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

次に、自殺予防対策事業について申し上げます。

11月8日に文化ホールにおいて「八峰町自殺予防フォーラム」を開催しました。フォーラムでは、最初におはなしの会「かもめ」の代表である山本百合子さんから「こころの紙芝居」と題してオリジナル紙芝居を上演していただきました。また、方言かるたの紹介などがあり、和やかな雰囲気でもフォーラムが始まりました。講演では、うつ病などの精神疾患の専門的な立場の東京女子医科大学病院教授の坂本薫氏から「地域のみんなの力がいのちを守る」と題し、講演をいただきました。講話だけでなく、スライドや自身が出演したテレビの動画などを紹介し、専門的なことをとても分かりやすくお話ししていただき、改めて「笑顔がこぼれるやすらぎのまち」づくりを目指すことを確認しながらフォーラムを終えることができました。開催にあたっては、陽だまりの会、民生児童委員協議会、ふれあいネット会議、のんき会のご協力をいただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。今後とも自殺者ゼロの町を目指し、関係機関や団体等と連携しながら自殺予防対策事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、季節性インフルエンザの予防接種について申し上げます。

平成25年度には実施できませんでしたが、11月から埴川分院において、椿坂医師のご協力を得て、毎週水曜日に季節性インフルエンザの予防接種を実施しております。11月中の4回の接種日には計111人の方が接種されました。今年は流行が早めとのことですので、予防対策を十分にしながら健康維持に努めていただきたいと思います。ちなみに予防接種は12月も毎週水曜日に実施しております。

次に、統合してできた八森子ども園について申し上げます。

2年にわたった建設事業を完了し、去る11月1日、議員の皆様をはじめ、県関係者、建設関係者並びに自治会長や保護者のご出席をいただき、新園舎落成記念式典を開催し、午後からは一般公開により百数十名の皆様がおいでになりました。そして、次の日の2日及び3日に引越し作業を終了させ、11月4日無事開園することができました。これまでたくさんのご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。新しい園舎では78人の乳幼児が、広く明るい部屋の中や遊戯室で元気に楽しく過ごしております。また、統合を機に開園時間を朝夕30分ずつ延長し、午前7時から午後7時までの12時間としたところでもあります。これは地区によって子ども園が遠くなった所もあることから、送迎時間の利便性や保護者のニーズを考慮して、他の2つの子ども園に先んじて延長保育を実施したものであります。今後は他の2つの子ども園についても同様のサービスを検討、実

施してまいりますので、ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

次に、今期のハタハタ漁について報告します。

県と県内4漁協で組織する「秋田県ハタハタ資源対策協議会」では、今期の漁獲可能量を昨年より240t少ない1,680tとし、配分は例年どおり沿岸が6割、沖合が4割に決定したほか、初漁予定日は11月27日の前後3日間で、魚体は中型主体であるが、小型もかなり混じるとする漁況予報を示しました。11月25日の季節ハタハタ漁解禁日以降の本町の状況であります。予想より初漁が遅れましたが、12月5日に八森漁港・岩館漁港で合わせて約7tの初水揚げがあり、漁港周辺は一気に活気づいております。

今年は、秋田アフターDC事業の一環として、「八森ハタハタ」を地域ブランド化してPRするべく、白神八峰商工会と八峰町観光協会、それに町が協賛して「秋田名物八森ハタハタまつり」を開催しております。12月13日と14日には、はちもり観光市で「しょつつる鍋」等の販売やハタハタ焼き体験のイベントを行うと共に、12月いっぱいハタハタ料理提供店で特産品が当たるフェアを実施し、冬の八峰町をハタハタで盛り上げております。

また、11月29日と30日に東京築地本願寺前広場で開催された「第4回秋田・鳥取うまいぞハタハタフェスティバル」に今年も参加して、町やハタハタの特産品をPRしてきました。その中のメインイベントであるハタハタ料理コンテスト「HATA-1グランプリ」には、八峰町関東ふるさと会の皆様から協力していただき、「しょつつる鍋」を出店して昨年に続きグランプリの連覇を狙いましたが、残念ながら2位に終わりました。結果は残念でしたが、多くの来場者に八峰町のハタハタ料理を広くPRできたと考えております。出店にあたり協力いただいた関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

次に、白神山地の観光客、ガイドの利用状況について報告します。

藤里町の林道の不通により、二ツ森や留山を訪れた観光客が増加し、白神ガイドの会へのガイド依頼件数も昨年比で10%ほど伸びております。8月の大雨を除いて、一般的に天候に恵まれたこともありますが、「あきた白神体験センター」の学校利用者などによる安定した利用状況が続いているのも要因の一つと考えております。

また、10月4日の二ツ森登山「つつまれてブナの白神」イベントにも県内外から12名の参加者があり、今後も白神山地のネームバリューを大切に活用していきたいと考えております。

なお、10月15日に白神山地世界遺産地域連絡会議が主催して、長年の懸案事項であっ

た二ツ森登山道の刈り払いと待避所の整備が実施されました。これにより登山利用者、特に小学生などの子どもたちが安全に自然観察などを体験できるため、来シーズンに向けてPRしていきたいと考えております。

なお、ニホンジカの世界遺産地域侵入も大きな問題となっておりますが、町としても環境省などの方針に従い、連携及び協力体制を整えていきたいと考えております。

次に、9月11日から9月14日、東京都品川区の武蔵小山商店街のレンタルショップを借りて開催した「八峰町白神特産品フェア」について報告します。

町の単独開催ということもあって売れ行きを心配する声もありましたが、八峰町の野菜、果物、林産物、海の幸などが飛ぶように売れ、早々に品切れ状態となる商品も続出しました。物産販売だけでなく、町の観光や定住促進などもPRできたことから、継続的に都内でアンテナショップが開設できないか検討したいと考えております。

なお、今回のフェア開催にあたり、ご尽力およびご協力いただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

次に、10月11日・12日の2日間、東北各地から35のグルメ店が参加して開催された「第8回はっぼう“んめもの”まつり」について報告します。

町の国文祭事業「秋田白神子どもの俳句フェスタ」などと重なることもあって、来場者が芝生でゆっくりイベントを楽しめるようにと、会場をポンポコ山公園広場に移しての開催となりました。実行委員会の発表によりますと、来場者数は昨年を若干下回る2万3,000人でしたが、2日間とも天気に恵まれたこともあって、芝生の上で思い思いに楽しんでいた来場者の様子がとても印象に残っております。

なお、毎年開催しておりますルート101観光連絡協議会主催の「国盗りあみ引き合戦」ですが、“んめものまつり”で秋田県、青森県の対戦成績がタイになり、翌週に開催された「津軽深浦チャンチャンまつり」で残念ながら負け越してしまい、観光的県境は、いさり火温泉ハタハタ館前まで南下することになりました。関係者一同、来シーズンの奮起を誓っているところであります。

次に、平成26年産米の作況指数及び概算金下落に伴う影響額について申し上げます。

農林水産省が12月5日に発表した平成26年産米の作況指数は、全国が101、東北が105、秋田県は104、県北地域は104の「やや良」となり、10a当たり収穫量は579kgと確定されました。今年は田植期から出穂期まで天候に恵まれ、全もみ数がやや多くなり、登熟は8月の日照不足でやや不良となったものの、もみ数が多いことから、平成20年以來の

豊作となったところです。

しかし、全農秋田県本部が9月12日に決定した概算金は、主力品種の「あきたこまち」で1俵60kg当たり8,500円と過去最低となりました。後に、秋田やまもと農協と町内主食集荷業者が500円を上乗せし9,000円となりましたが、昨年1万2,000円と比べて3,000円の減額となり、町全体の減収額は約3億200万円となったところです。

このような状況から、県では農家救済対策として無利子資金を創設し、町としても借入れ農家に対して保証料補助金を交付すべく、先の臨時議会でご決定いただいたところです。町では稲作農家の営農維持が極めて厳しい状況にあることから、農家の営農維持と経営安定化のため、町独自の農家緊急支援が必要であると判断し、本定例会に係る予算を計上しておりますので、宜しく願いいたします。

次に、平成27年産米の生産調整についてですが、農林水産省は11月28日、平成27年産米の都道府県別生産数量目標を発表しました。

全国生産数量目標は、平成26年産米の生産量が平年作より6万t増加したことや、米の需要が毎年8万t減少していることにより、依然として過剰在庫の状況が見込まれていることなどから、昨年より14万t減の751万tとなりました。

秋田県は前年より1万5,500t減少し、41万7,540tの配分となり、昨年に比べ3.6%減少しました。面積換算では前年より2,700ha減少して7万2,870haとなり、前年より転作目標面積が増える結果となりました。今月25日に県から市町村別生産数量目標が示される予定ですが、来年1月中に八峰町農業再生協議会を開催し、配分方針などを協議・決定していただき、農家への配分作業を進めてまいります。

次に、農地中間管理事業の申し込み状況について申し上げます。

秋田県が農地中間管理機構に指定した公益社団法人・秋田県農業公社では、7月から農地の貸し手や借り手の募集を開始しました。町では事業の仕組みや内容について、広報のほか説明会を開催し農家への周知に努めてきました。10月中旬の説明会では、八森地区がファガスで、峰浜地区が峰栄館で開催され、合わせて101名の農家が参加し、農業公社の担当者や指導員の方から詳しく説明していただいたところです。

農地の「貸し手」は随時申し込みを受け付けていますが、「借り手」の受付は、第1回目が7月に、第2回目が10月に終了し、第3回目が12月19日から始まる計画となっております。

これまでの申込状況は、「農地を貸したい」が18農家で16.8ha、「農地を借りたい」

は33農家で256haとなっております。今後、借り手の選定や賃借料など諸条件の協議が整い次第、機構との契約手続きが進められる予定となっております。

次に、菌床シイタケの生産状況について申し上げます。

菌床シイタケの栽培は、現在9農家が25棟で栽培しているほか、峰浜培養は8棟のうち5棟で栽培し、残り3棟はホダ木の2次培養施設として活用しています。

10月末までの販売実績は、販売数量が323t、販売額は3億1,540万円となっております。100g1パック当たり平均単価は97.6円で、昨年の平均単価94円を上回っております。品質、収穫量も比較的安定しており、市場評価も高く、現在のところ順調な生産・販売状況となっております。

また、峰浜培養の経営状況についてですが、上半期の事業が終了し、各事業の精査・検討を終えております。年度当初の計画と大差なく推移している状況であり、シイタケ販売部門については横ばい状況、ホダ製造・販売部門については収益の増加が見込まれております。両部門を合わせた会社全体では、黒字ベースで推移している状況であります。

次に、生薬の試験栽培状況について申し上げます。

生薬栽培については、昨年度から町有農園でカミツレやウイキョウ、キキョウなどの試験栽培を始めたところですが、今年度からは町や農家、東京生薬協会の会員などで構成する「薬用作物栽培検討委員会」を立ち上げて進めております。検討委員会は年4回開催する計画であり、今年度は5月・7月・10月に検討委員会を開催し、育苗や定植方法、収穫方法、乾燥・調整方法などについて指導を受け作業を行っております。のどアメの原料となるカミツレは、当初提示された買取価格では採算が取れない状況でしたが、試験栽培の収量や栽培時間等のデータを示し交渉したところ、買取価格を大幅に増額してもらえることになり採算が取れる状況となっております。龍角散からは「のどアメに使用するカミツレは、八峰町産100%でいきたい」と打診されており、来年度から栽培者の確保に努めたいと考えております。また、ほかの薬用作物についても、栽培状況や収量、品質、採算面など今後も引き続き検討してまいります。

次に、林業施設災害復旧事業について申し上げます。

8月5日から7日に発生した豪雨災害により、林道では法面崩落や路肩決壊など4箇所、ほか「泊沢線」や「八代沢線」「水沢山線」など合わせて10路線で路面洗掘や土砂流出などの被害が発生しました。このうち、岩館の「池の台線」崩落箇所については、

国の災害復旧事業として県に申請し、10月16日に査定を受けたところであります。本定例会に係る予算を計上しておりますので、宜しくお願いいたします。

次に、今冬の除雪についてであります。除雪に向けた道路パトロールにおいて、除雪路線の凹凸部分やマンホール等の段差の確認を実施し、支障となる箇所は補修を終えております。また、去る11月21日に八峰町除雪会議を開催して、協力会社の除雪担当者や除雪機械運転者に出席していただき、今年度の除雪基準や除雪体制及び注意事項などについて打合せを行うと共に、全ての運転者には、降雪前に路線状況や障害物などを確認し、安全運転に努めるよう指導しております。

一般的な除雪に関しては、午前7時までの完了を目指して出動すると共に、交差点などの相互の連携、凍結抑制剤の散布、わだち路面の修復、拡幅除雪と運搬排雪を適宜に行い、道路交通の確保と安全を図ってまいります。

また、除雪機械の老朽化に伴い、車検や自主検査時の整備費が多くなっており、修繕料に不足が見込まれるため、本定例会に補正予算を計上しておりますので宜しくお願いいたします。

次に、住宅リフォーム緊急支援事業についてであります。当町における11月末現在の申請件数は70件、対象事業費は1億4,200万8,000円、補助額が1,563万6,000円となっております。

この事業は、建築関係者の受注拡大に大きな効果が上がると共に、地域経済の活性化と住民の定住化を促進しているものと思っておりますので、今後も申請件数などを注視してまいりたいと考えております。

次に、八森地区簡易水道事業についてであります。今年度の整備で計画をしておりました管路関係は発注を終え、一部は完成しております。

また、平成25年度と平成26年度の継続事業で施工している観海浄水場整備工事の11月末の進捗率は75%、観海地区取水施設築造工事は60%になっております。両工事とも2月初めに受電を計画しておりますので、受電後に試運転調整を行い、消防署等の検査を受ける予定となっており、4月1日の給水開始に向け工事を進めているところであります。

次に、出前美術館について申し上げます。

平成26年度の「出前美術館」は、県立近代美術館主催で町教育委員会の後援により、水沢小学校を会場に9月16日から21日までの6日間開催いたしました。

これは、県立美術館から遠い地域の子どもたちや町民、さらには近隣の市や町の皆様に作品の鑑賞体験を提供しようとするもので、能代市出身の洋画家故宮腰喜久治氏の「まつりの日」のほか、絵画・工芸部門39点、ブロンズの彫刻など6点、合計45点の作品が展示されました。

水沢小学校では、これに「ちびっ子おもてなし美術館」と命名し、来場者に対して児童が「ちびっ子学芸員」として作品の説明を行いました。この事はテレビや新聞でも報道されたところであります。また、ミニコンサートも開催して、子どもたちのおもてなしの心は来場者に大変喜んでいただきました。

次に、ICTの公開授業であります。今年度は10月24日、峰浜中学校を会場に公開授業と講演会を実施しました。講師に鳴門教育大学大学院の藤村裕一准教授をお招きし、演題は「ICTとこれからの学校教育」でありました。

公開授業は、峰浜中学校と八森中学校それぞれ3クラスずつ2回に分けて行われ、県内外から教育関係者を中心に170名もの参加があり、中学校におけるICT活用への関心が非常に高いことを伺い知ることができました。

授業を見られた藤村准教授や、文部科学省情報教育推進室の酒井室長は、講評のところで、八峰町は国内でもICT教育、設備の充実等の先進地であり、授業の中でICTが有効に活用されていると話され、町を挙げての取り組みを高く評価しております。

次に、明治7年4月25日の開校以来、今年で140年を迎えた水沢小学校ですが、11月9日に創立140周年を記念した式典が開催されました。

式典に続く学習発表会では、水沢小学校140年の歩みや古代からの水沢地区の歴史が劇として演じられ、出席した保護者や地域の方々からも「見ごたえがあった。」「感動した。」などの感想が寄せられていました。

次に、学校統合の進捗状況について申し上げます。

9月に校名を募集したところ、全部で77名から応募があり、10月30日の学校統合協議会で候補名について協議した結果、全員一致で「峰浜小学校」と「八峰中学校」を候補名とすると決まりました。

11月7日の「校名選考委員会」において、学校統合協議会から提言された校名について慎重に検討した結果、「峰浜小学校」と「八峰中学校」はいずれも分かりやすく新設校に相応しい名称であると判断し、これらを新設校の名称とすることに決定しました。

現在、校章募集用紙を全世帯に配布し、校章のデザインを募っているところであります。

す。

次に、秋田25市町村対抗駅伝ふるさとランについて申し上げます。

県内全ての市町村が一堂に会し、市町村を代表する選手による駅伝大会を開催することにより、県民みんなが郷土を応援し秋田県全体が盛り上がることで「元気で賑わいのある秋田」の実現を図ることを目的に、秋田25市町村対抗駅伝ふるさとランが9月28日、秋田市で開催され、当町も小学生から壮年までの選手が9区間、32.5kmを駆け抜けました。結果は29チーム中26位でしたが、八峰町の代表として参加していただいた選手の健闘に拍手を送りたいと思います。来年度は横手市で開催されることが決定されており、今年以上の活躍を期待しております。

次に、ことぶき大学について申し上げます。

10月2日、ことぶき大学運動会を6年ぶりに田中ミニ公園で開催しました。過去6年間、雨により土床体育館での開催を余儀なくされてきましたが、今年は好天に恵まれ、秋晴れの下261名の参加により盛大に開催されました。大学生の皆さんは普段から健康のために運動している方々が多く、事故もなく実施することができました。

また、当日はチャレンジデーの話題で盛り上がり、今年は残念ながら負けてしまいましたが、参加者全員で来年の必勝を誓い合いながらスポーツの秋を満喫しておりました。

11月20日には、ファガスにおいて、309名参加のもと、健康講話及び芸能発表会を開催しました。健康講話の講師には、東北住みます落語家として活躍中の笑福亭笑助さんをお招きし、落語を交えたご講演をいただきました。笑いの中にも健康を保つための秘訣も組み入れられ、笑う事がいかに体に良いか学ぶことができました。午後からは、ことぶき大学生がもっとも楽しみにしている芸能発表会が16組の皆さんにより披露されました。この日のために、練習を重ねた素晴らしい歌や踊りを披露し、会場は割れんばかりの拍手と声援に包まれ、大盛況に終えることができました。

次に、国民文化祭について申し上げます。

第29回国民文化祭・あきた2014が開催され、当町では、これまでの児童生徒の俳句づくりの実績を下に「秋田白神子どもの俳句フェスタ」を開催しました。

開催にあたり、俳人協会、現代俳句協会、日本伝統俳句協会、秋田県俳句懇話会からの多大なご支援とご協力に対し、また、実行委員会の皆様のご努力に対し、深く感謝申し上げます。

事前投句では、全国の小・中学生から952句の応募があり、当日投句には120人の子ど

もたちが参加しております。投句された俳句はいずれも創作する子どもたちの感性が575のリズムにのせて素直に表現された作品ばかりで、その芸術性に圧倒されたところでもあります。この大会を契機として、今後さらに俳句文芸の振興に繋げてまいりたいと思っております。

次に、第9回町民文化祭について申し上げます。

展示部門は、11月1日から3日までの3日間、峰栄館とファガスを会場に開催され、小・中学生、芸術文化協会、生涯学習講座受講者、一般の方々及び社会福祉施設利用者等から書道、絵画、墨絵、俳句、写真、生け花、手芸など1,300点余りが出品され、多くの町民の方々から鑑賞していただきました。

また、11月2日の日曜日には、ファガス文化ホールを会場に、芸能発表会を開催しました。今年は8団体・5個人の出演で延べ150名余りが出演し、祭鼓連の太鼓演奏を皮切りに、踊り、大正琴、カラオケ、コーラス、バンド演奏など21演目が披露され、日頃の練習の成果を思う存分発揮していただき、出演者も観客も大満足で大いに盛り上がった発表会となりました。

次に、スポーツ少年団について申し上げます。

10月25日・26日及び11月1日にアリナスで開催された第42回能代市山本郡秋季ミニバスケットボール大会において、水沢バスケットボールクラブが2位となり1月4日から秋田市で開催される魁杯争奪第43回秋田県ミニバスケットボール交歓大会兼第37回秋田県スポーツ少年団大会への出場が決まりました。秋田県大会での活躍を大いに期待しております。町では派遣費用の一部を助成することとし、本定例会に関係予算を計上しておりますので宜しくお願いいたします。

次に、あきた白神体験センターの利用状況について申し上げます。

今年4月から10月までの宿泊利用者は4,413人、日帰りの利用者が2,676人、宿泊・日帰りを合わせた利用者が7,089人、利用収入は、1,317万円となっており、昨年同期と比較すると宿泊・日帰りの利用者合計は348人の減少ですが、利用収入は38万8,000円の増となっております。宿泊利用者の内訳を見ますと、幼児・小学生は74人の増、中学生が267人の減、高校・大学生が32人の減、一般利用者が51人の増となっております。学校利用の増減については、その年のそれぞれの学校の事情もあり、ある程度やむを得ないことと思いますが、8月6日の豪雨災害による約1か月間の五能線リゾート列車の不通や、折り返し運転などによるJR交通機関の不自由があったにも関わらず、一般のお客様が

少しながらも増えたことは、広告などの成果もあると思いますが、施設の利便性や快適性などがお客様に認識されてきているものと思っております。利用者数の減少に反して利用収入が増えた理由としては、シーカヤック体験や漁師料理体験などの体験収入が71万円増えたことによります。これから春にかけて誘客の難しい時期になりますが、各種主催事業を開催すると共に、町内の学校、各種団体と連携して、地域の交流の場としても充実した施設となるよう努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第106号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備等に関する基準を定めるため条例制定するものであります。

議案107号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため条例制定するものであります。

議案第108号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため条例制定するものであります。

議案第109号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定しようとするものであります。

議案第110号、八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、水沢小学校と埴川小学校を廃止し、2校を統合した新たな峰浜小学校を設置し、また、八森中学校と峰浜中学校を廃止し、2校を統合して新たに八峰中学校を設置するため条例改正するものであります。

議案第111号、八峰町松波健康広場条例を廃止する条例制定については、松波健康広場のテニスコートを沢目子ども園の駐車場としたため本条例を廃止するものであります。

議案第112号、工事請負変更契約の締結については、観海浄水場整備工事の変更契約締結について議会の議決を求めるものであります。

議案第113号、工事請負変更契約の締結については、観海地区取水施設築造工事の変更契約締結について議会の議決を求めるものであります。

議案第114号、平成26年度八峰町一般会計補正予算（第6号）は、9,933万1,000円を追

加して、歳入歳出予算の総額を63億2,992万6,000円とするもので、歳出の主なものは、生活バス路線及びマイタウンバス維持費補助金、ホームページ更新業務委託料、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金、稲作農家緊急支援補助金、統合小学校改修工事及び統合中学校改修工事の各実施設計業務委託料、林業施設災害復旧工事費の追加などです。

議案第115号、平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、4,371万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億1,984万3,000円とするもので、介護給付費準備基金積立金を追加するものであります。

議案第116号、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、1,020万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を10億74万2,000円とするもので、歳出の主なものは、峰浜地区施設管理費と峰浜地区施設改良費の追加であります。

議案第117号、平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、72万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億3,253万7,000円とするもので、一般管理費の消耗品費と八森処理区施設管理費の修繕料の追加であります。

議案第118号、平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、234万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,712万円とするもので、石川地区施設管理費の修繕料と埴川地区施設管理費の修繕料及び工事請負費の追加であります。

以上、12月議会定例会でご審議いただく議案は13議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、宜しくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 議長報告につきましては、別紙報告のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第106号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児教育課長（日沼正明君） おはようございます。宜しくお願いいたします。

それでは、議案第106号をご説明いたします。

議案第106号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。

八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。

児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備等に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

この条例は、町が家庭的保育事業の認可をするものとされましたので、その設備及び運営に関する基準を定める必要があるため制定するものであります。

事業については、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの種類があります。条例本文は49条まであります。お手元の幼児保育課資料1に要点をまとめましたので、資料により説明いたします。

資料1をお願いいたします。

第2条から第6条については、最低基準の目的・向上、一般原則などであり、第7条は、他保育所との連携でございます。第8条は、非常災害についての対応でございます。第9・10条については、家庭的保育事業者等の一般的な要件及び知識及び技能の向上、研修の確保等の内容でございます。第12条から第14条、平等の原則、虐待の禁止、懲戒権限の濫用禁止を網羅いたします。第16条、食事の提供でございます。

2ページ目でございます。

第17条、食事の提供の特例でございます。第18条、健康診断の実施についてでございます。第19条、重要事項の内部規定についてでございます。第20条から21条については、帳簿の整備・知り得た秘密の保持・苦情に対する改善助言でございます。

次のページでございます。ページ3ページ、23条から49条でございますけれども、これについては、設備及び面積等を制定しておりますので、各保育の事業の種類によって異なります。設備及び面積に関しまして居室、いわゆる保育室の内容・面積でございます。調理設備内容、屋外遊戯場の広さ等の規定、利用定員、耐火基準等でございます。耐火基準につきましては、本文の別表1に制定してございます。

次のページでございます。

ページ4ページには、職員配置等でございます。

保育従事者数、家庭的保育事業に関しましては、乳幼児3人に対して1人の保育者を

付けるという内容でございます。次に、資格要件。家庭的保育事業に申しますと、家庭的保育者及び家庭的保育補助者となります。次に、調理員でございます。調理員の設置でございます。次に嘱託医。嘱託医については、嘱託医の配置が必要であるということでございます。保育時間は、1日原則として8時間ということを設定して基準としてございます。連携施設に対しましては、連携施設の設定が必要ということでございます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するという内容でございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 休憩いたします。11時より開会いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き会議を開きます。

これより議案第106号について質疑を行います。質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 嘱託医の配置なんですが、小児科医とか診療科目に限定した医師でなければだめなのかどうか、説明してください。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 嘱託医につきましては、小児科医とは限りませんで、一応内科医、小児科医の方々を町では委嘱しております。子ども園の場合です。

○議長（芦崎達美君） ほかに。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 歯科医については必要ないですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 健康診断とありますので、まず内科検診ということになります。歯科医については、保育所では歯科検診は年に1回行うことになってはいますが、この家庭内保育では歯科医の検診はないということです。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 条文を見ますと、「努める」というのが非常に多いわけです。第8条の非常災害、非常災害に対する具体的計画を立てるよう努める、これは非常に非常

災害の時に子どもたちの安全を期するには大変大事な条文だというふうに思います。それを努めるというふうになっているわけですね。立てるということであれば理解できるんですが、努めるということに関して、ちょっと弱気な条文だなというふうに思うわけです。いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 資料の内容「努める」となっていてございまして、非常に申し訳ございません。本文は「努めなければならない」というふうになっております。申し訳ございませんでした。訂正します。

○議長（芦崎達美君） ほかに。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 「努める」も「努めなければならない」も同じじゃないですか。これは「立てる」ということにした方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 家庭的保育事業に関しましては、保育所の認可と違わせてそこまでは求めていないと言いますか、要するに努めなければいけないというところまででございましたので、これは国の基準でございますので、それに従ったという形になってございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 国の基準に従ったと。私が言っているのは国の基準じゃなくて、町としてはどうなのかということを行っているわけです。子どもの非常時に対する子どもの安全ということを考えた場合、やはりこういう計画というのはしっかり立てておかなければならないし、そして、そういう有事の時にそのマニュアルによって行動しなければならないというふうに思うわけです。そうでなければ子どもの安全は守れない。そういうことから、町としては努める・努めなければならないというのではなくて、こういう計画はしっかり立てておく必要があるのではないかと、そういう観点からお話をしております。いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 答弁が非常に稚拙で申し訳ございませんでした。

本条第8条はこのようになってございます。「消火用具、非常口その他非常災害に際し必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を

払い、訓練をするよう努めなければならない。」となっております。

以上でございますが、宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ないですか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） この条例の改正は、今の運営そのものに合致しているのか、それともまた今後改善しなければならない点があるのか、その点ありましたら教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に答弁願います。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） この条例は改正でなくて、制定で、新しい制定になります。これは家庭的保育事業というのは、おそらくであろう平成27年4月1日から新規に始まる事業に対しての基準でございますので、言ってみれば保育所の認可基準とほぼ一致している所が多いんですけれども、改正じゃなくて、あくまでも制定になります。

宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 35条の職員の関係なんですが、嘱託医、調理員等置かなければならないその中に、保健婦が是非とも必要なんではないかと。小学校・中学校も同じなんですが、明日明後日の質問でも聞こうとしていますけれども、やっぱり子どもらの病気とかいろんなアレルギーそういうふうなものが出てきて、それが教職員、それから保育士だけでその対応ができるのかと。より医学的な見地を持ってそれに対応できる保健師、そういうふうな人の設置も必要なのではないかと思うわけですよ。ですから、これは国に準じた条例だということですが、八峰町はさらに子どもの健康維持をするために、保健師の設置も含めたらどうなのかということでございますが、お考えを求めます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 保健師の設置でございますが、これについては保育所の認可基準の中にも設置義務は入ってございませんので、この条例には制定されてございません。

なお、そういう場合については、町としては当然ながら町の保健師等に健康の連携をするという形の指導はすることができるものと考えております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） それは一般的なことで当たり前のことであってですね、特にやっ

ぱり八峰町がこのぐらい子どもの環境に注意しているんだということのためには、是非とも設置というふうな格好でいったらよいのではないかと思います。これは担当職員では返答できないと思いますので、町長いかがですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに、おった方がそれは理想的でいいとは思いますが、ただ、現在そこまでは求められておりません。それで今言ったように、内部に保健師もおりますし、必要に応じてやっぱりそういう人の活用も考えていく、あるいはまた、子どもに異常あった場合は保健師等で対応できない場合は医師の方に必ず相談をしながらやっていくという、今体制になっていますので、あえて常駐していなければ、今、支障があるような状態ではないというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） それは分かるんですがね、子どもが発作起きたり、突然何かなった時には医者に連れて行く時間がないわけですよ。そうすると、やっぱりすぐに対応できるような初期手当ができるような知見を持った人がいないとですね、それに対して応えられないのではないかと思います。常駐する場所は園内でも小学校内でもいいわけですが、1か所にいればわずか15分かそこら辺で対応できるものだと思いますし、もし医者に直接連絡できなかった場合は、その保健師のアドバイスを聞きながら保育士が対応するというふうな方法だっていると思うわけですよ。ですから、それに対して今後対応を検討願いたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） お答えします。

この家庭保育的事業というのは、そもそも町でやる事業とは考えておりませんというか、町ではやりません。これはあくまでも新規参入者、株式会社とか、社会福祉法人とか、そういうふうな形の方々からやってもらいたいという、言ってみれば待機児童の解消の一つの国からの案、法でございまして、その基準に関して、そこまではこちらの方では求めないと思います、

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論はないようですので討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第107号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） それでは、議案第107号をご説明申し上げます。

議案第107号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について。

八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

この条例は、子ども・子育て支援法により、保育所・幼稚園・認定子ども園及び家庭的保育事業等に対して、国が運営費の支給認定施設、言ってみれば従来の補助金の対象施設になり得るものか、町がその確認を行うものとなりましたので、確認のための運営基準等を制定するものであります。

条例本文は第50条まであります。お手元の幼児保育課資料2に要点をまとめましたので、資料により説明いたしますので宜しくお願いいたします。

すいませんが、まず最初に、一番最後の6ページをお開きください。

ここに今回条例に出てくる、よくある用語の意味が書いてございます。

教育・保育施設とは、認定子ども園、幼稚園、保育所のことです。

特定教育・保育施設とは、町が施設型給付費の対象と確認する教育・保育施設でございます。町が確認することによって「特定」が付くわけでございます。同様に、地域型保育というのは、先ほど申し上げました家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育でございます。町がこれを確認するにあたりまして「特定」が付くわけでございます。

それでは、元のページ、1ページにお戻りください。宜しくお願いいたします。

第1条から3条までは、初志、一般定義でございますので、第4条でございます。

第4条は、特定教育・保育の利用定員でございます。第5条、利用者への説明、それからその利用者からの同意。第6条、応諾義務、それから入所にあたっての選考の仕方等でございます。第7条は、町からのあっせん、調整、要請への協力内容でございます。第8条・9条は、支給認定証の確認及び支給認定申請の時にやる保護者への援助でございます。第11条は、小学校との連携でございます。第12条は、教育・保育の記録をしなければならないといった内容でございます。第13条、利用者負担額等の受領でございます。

次のページをお願いいたします。

第14条、施設型給付の通知でございます。これは、本来この条例にいけば補助金、いわゆる給付は、保護者が直接もらうものでありますけれども、それを法定代理として施設が直接もらうという内容でございます、その時においては、保護者にもらいましたよという通知を出すということでございます。第15条、教育・保育の取扱方針でございます。第16条は、自己評価及び第三者評価の内容でございます。第19条、不正行為の通知でございます。第20条から第23条、運営規程等でございます。第27条、秘密保持、個人情報保護でございます。第29条、利益供与の禁止。第30条、苦情解決等でございます。

次のページをお願いいたします。

第32条、事故発生防止及び事故発生時の対応でございます。第35条、特別利用保育の基準。第36条、特別利用教育の基準でございます。

次に、第37条から特定地域型保育の内容でございます。第37条は、利用定員。第38条は利用者への説明、同意。第39条は、応諾義務及び選考の仕方。第40条は、あっせん、調整、要請への町への協力。

次のページをお願いいたします。

第42条は、連携施設の確保。第43条、利用者負担額等の受領。第44条、取扱方針。第45条、評価。第46条から48条については、運営規程、勤務体制の確保、定員の遵守。

次のページでございます。

附則第2条は、特定保育所に関する特例。附則第4条は、利用定員の経過措置。附則第5条は、連携施設の経過措置でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとなっております。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第107号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） この条例も同じく第三者が保育所を作って経営する場合に適用になる部分と解釈しますけれども、先般の全協で、新しい子ども園の運営、それから体制について資料を出すようにということで今日出ていますので先ほどちょっと覗きましたら、この条例も同じく認定子ども園に関係するわけですので、ちょっとお伺いします。

新八森子ども園の統合の効果と運営についての中の3ページに下の方に、認定子ども園に向けてということで書いていますけれども、平成27年度から認定子ども園に向けて2年後を目処に準備していくということでございますけれども、当町のこの八森子ども園の認定子ども園に向けては、今まで具体的に示されていなかったなと思っておりますけれども、平成29年度から結局子ども園の部分とそれから幼稚園の部分、それをはっきり分けていくと、こういうことでよろしいですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） お答えいたします。

現在ある3つの保育、子ども園は全部保育所認可でございまして、認定子ども園の認可は取ってございません。したがって、まず八森子ども園から先んじまして2年間の研修、研鑽を受けまして、平成29年度から認定子ども園として開所したいと。その場においては幼児教育・保育という内容でございまして、今まで保育を必要としなかった5歳以下の子どもも入れるという、幼稚園と保育所機能を兼ねたものを1か所でやりたいということでございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第108号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高保健福祉課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） おはようございます。

議案第108号をご説明いたします。

八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。

八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

児童福祉法の一部改正によりまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

当該放課後児童健全育成事業とは、現在実施しております放課後児童クラブがこれに該当いたします。この事業につきまして、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律が改正されました。その中で児童福祉法も改正されましたので、今回それを責任を明確にするために条例を制定しなさいということで制定するものであります。

第2条につきましては、基準の目的であります。基準ということで、ちょっと朗読さ

させていただきます。「町長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて衛生的な環境におきまして、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた放課後児童支援員及び補助員の支援により、心身とも健やかに育成されることを保障することを目的とする。」ということでございます。

第3条は、基準の向上であります。

第4条として、一般原則、この中で「小学校に就学している児童」という表現がございます。現在の放課後児童クラブは小学校3年生までであります。この法律の条例の施行によりまして、1年生から6年生までが利用できるということになります。

第5条に非常災害対策ということになります。

第6条、職員の一般的要素。

それから、第7条で、職員の知識及び技能の向上ということがうたわれております。

それで、第8条で、現在までは面積の要件、利用児童1人当たりの要件はございませんでしたが、1人当たり1.65㎡ということによって面積を確保しなければならないという規定がございます。これについては附則で規定しておりますので、附則の時に説明いたします。

第9条であります。職員です。第2項におきまして、支援の単位毎に2人以上とするということが明確にされております。今までは人数によりまして1人でも対応できてあったのですが、これからは常時2人ということによって支援員の確保が課題となってございます。

次のページになります。

第9条を過ぎまして、第10条、平等に取扱う原則。

第11条、虐待の禁止。

第12条、衛生管理等でございます。

それから、第15で秘密保持等がうたわれてございます。

第16条は、苦情への対応ということでございます。

次に、第17条になります。開所時間及び日数ということで、国の方の定められた基準がございますが、八峰町ではそれを越えた基準ということで、ここであってございます。

次のページをお開きください。

第18条であります。この事業を進めていくためには、保育保護者だけでなく関係機関との連携がとても大切になってきております。第18条では、保護者との連絡。第19条で

は、関係機関との連携ということで規定されております。

それで附則であります。この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の統合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等にかかる法律の施行の日から施行するということになっております。

それから附則の第2であります。設備の経過措置ということで、面積要件でございます。1人当たり1.65㎡ということで規定されておりますが、現在までは小学校3年生までの人数を想定しながらそれぞれの面積を定めておる関係で、たぶん来年の4月あたりからこの法律が施行になるのではないかなというふうに思いますが、その時に利用者の人数により面積が足りなくなるのではないかとということが想定されます。それを含めまして、新しい所に放課後児童クラブを設置するまでの間、この1.65㎡の面積要件は適用しないという附則でございます。

それから3であります。職員の経過措置であります。この中で先ほど説明いたしましたが、職員は必ず2人いなければならないというだけではなくて、秋田県が主催する研修等に参加しなければなりません。この暫定期間といたしまして、平成32年3月31日までの間にそういう研修を受けた者が必ずそれ以降、この事業に職員として携わるということをやっております。

以上であります。

○議長(芦崎達美君) これより議案第108号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番柴田正高君。

○6番(柴田正高君) 17条の開所日数なんですが、これを読めば、ここの2を見れば日曜、それから正月とか祝日以外は開所するという具合に理解できるんですが、夏休みだとか冬休み、長期の休み期間も開所するということよろしいのでしょうか。

○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長(大高伸一君) ご質問にお答えいたします。

長期間、春休み・夏休み、それから冬休みにつきましては、朝から晩まで開所いたします。それと、平日はまず午後3時を目処にしておるんですが、学校の都合によりまして早くなったりする場合がございますので、就業時間終了後からというふうなことでそれぞれ対応しております。これもまた継続して進めていくこととなります。

以上であります。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 現在の受入れ施設と今後もし面積要件で場所が変更になるとすれば、その辺の考えを教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に答弁を願います。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） ご質問にお答えいたします。

現在4か所、放課後児童クラブは設置しております。これはこのまま続けていければいいなというふうに思っております。4か所、観海児童クラブ、それから八森児童クラブ、それから水沢児童クラブ、埴川児童クラブです。八森児童クラブが今、八森の生活改善センターで開所しております。4か所開所しておりますが、現状を説明いたします。

指導員の不足によりまして、観海児童クラブは今のところ八森児童クラブに合体して開催しております。それで一番面積要件が厳しいのが、観海児童クラブです。新しい八森小学校の放課後児童クラブの部屋につきましては、1.65㎡というふうな規制がかかりますと、小学校1年生から6年生まで全部利用した場合は狭くなります。想定されておりますので、この件について今、検討しながらより広い場所を考えながらいきたいなというふうに考えております。

子ども・子育て総合プランというものが厚労省、それから文科省の方から提出されました。その中では、新たに放課後児童クラブを開所する場合は、学校施設を利用するのが望ましいというふうな答申が出ております。それに則って、今後教育委員会とか関係部署と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） そうすると、もし施設の容量が小さい場合は、小学校をそれまた受入れ施設にするという考え方でいいのかな。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） お答えいたします。

福祉担当の部局だけでまだいろいろ教育委員会とも協議しながら進めておりますが、学校の施設可能な所であればそこを利用して進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 今、課長の話の中で、学校を使ってもいいというような話になり

ましたけれども、平成28年の春から峰浜小学校が誕生するわけですけれども、現在の埴川小学校、ここにも放課後児童クラブがあるわけですけれども、その考え方からいくと、峰浜小学校の方に放課後教室を設ける、こういうことになるのでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 基本的には、現在ある児童クラブはそのまま継続していきたいというふうに考えております。ですから、水沢児童クラブ、それから埴川児童クラブは、そのまま施設が使用可能である限り継続していく予定にしております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） たぶん質問しても無駄だと思いますが、課長の説明はよく分かるんです。条例制定もよく分かるんです。しかし、児童をね、学校が終わる放課後というのは学校終わってからということですよ。その後も町長や市員とかが監視、その行動や遊びを監視して、じゃあ何かあった場合は、その責任も町が負うみたいな条例ですよ。じゃあ児童の自主性やそういうのはどうなるのか、そのうちまたこれは、家に帰ってからも町が責任を負わなければならないような条例ができるんじゃないかと思って、何かこの辺疑問に思うのは私だけでしょうか。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 一般論であります。ご質問にお答えいたします。

基本的に、例えば学校が開かれている間は学校の責任と、何かあった場合ですね。それから放課後児童クラブを開所している場合は、町長の責任というふうなことになります。ですから、そのために各放課後児童クラブの入り口は、学校の玄関からではなくて一旦学校を出てから別の入り口からまた入って来るといふ文部科学省と厚労省との区分は明確にされております。それぞれみな補助金があると思うのですが。その行くまでの間については事故のないようにということもあわせて、学校の敷地内、学校の施設を使用するというのが望ましいという答申が出ています。

ただ、放課後児童クラブ終わる場合には、保護者がお迎えに来ます。引き渡した時点で放課後児童クラブの責任は解消と。あとは保護者の責任ということになるかと思うのですが、それぞれの施設の責任の及ぶ範囲がそれに該当するかと思うのですが、家に帰ってまでは町教育委員会では責任はなかなか取りづらいというのが現状かと思っております。

回答になっているかどうかちょっと不安でございしますが、以上でございします。失礼し

ます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） この放課後クラブは、まず全員が使うわけではないですよ。使わない児童もいるわけですよ。まず使わない児童は、家へ帰って遊んであげれば自己責任ですよ。このクラブに行っている人は、何かあった場合は町長や行政が責任を負うみたいな、何かちょっと違和感を感じるんですが、町長どう思うすか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

たぶん家に帰る人は、家で保護する人がいるからであります。それから放課後児童クラブに来る家庭はたいがいお互いに共働きであったりですね、家の中にいて目の届かないそういう児童が放課後児童クラブということで、予め届け出て希望者にやるわけで、そういうニーズがある限りまたこういうものに応えていくという今の方針でございますから、それを無視しながらやるというわけにはいかないと思いますし、子どもたちの対応によって、家に帰る子どももいれば、あるいはまたスポーツ少年団で頑張る子どももいれば、さらにいろいろ家庭で目の届かない形で、学校終わった後に保護者が帰るまでの間預けてほしいという様々な希望があるわけでありますので、いろんなニーズに応えるためにはこの制度も必要ではないかなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 従来のこの支援員というのは、資格なければできない立場ですよ。その辺お願いします。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 質問にお答えいたします。

現在の支援員の資格につきましては、面接をしながら、この条例に記載しているようなものではございません。特に保育士でなければならないとか、そういうものの明確な基準がありません。そのために今回このように明確に基準をこしらえて、最低基準ということで進めていくということでございます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） それで、現状の男女別はどうなっていますか。支援員の4か所の。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 男女別のご質問にお答えいたします。

全てとは言いたいんですが、男性1人、それから残り7人が女性でございます。ただ、今男性の方は体調を崩しておりまして、実際まだ勤務しておらないので、今現在は女性のみというふうなことでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに。9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） 先ほどの幼児保育の件ともちょっとだぶっちゃうわけでありまして、けれども、実はこの保育士に関して私常々こう思っていることがございまして、これは町長に伺いたいなと思うわけですが、同僚議員が以前の議会の一般質問で、どうもこの保育園内で、いろいろと子ども園内で何か保育士と保護者との間の何か不都合な問題、いろいろこう私は直接ではないですが聞こえてきたわけでありまして、何かすごく根深いものがあるように感じておりました。その辺も含めて、保育士の、この現状では女性なんだろうけれども、募集に関しては男女別なく募集はしていると思います。それでこちらに資料にあります職員の中にササムラさんという方は、これは男性ですか。担当保育士にササムラさんという方おります。これは男性ですか。子ども園です。すみません、担当違いますけども今、確認のためちょっと伺いたいなと思って。

○議長（芦崎達美君） 答弁できますか。

○9番（菊地 薫君） お願いします。

○議長（芦崎達美君） 日沼幼児保育課長。

○幼児教育課長（日沼正明君） ササムラは女性です。

○議長（芦崎達美君） 9番菊地薫君。

○9番（菊地 薫君） この件で今、放課後の件で保育士の資格というの出てきたもんで、大変申し訳ないけれども関連して私、今伺ってしまいました。

町長、この保育士に関して、男性というその募集の仕方、その位置づけ的なものは必要感じますか。何か思いありませんか。私は非常にこの男性の保育士の位置づけというのは、非常に大きいものがあるような気がしてですね、子ども園としての、あるいは放課後児童にしてもですね、男性としてのやはりその立場というのは、非常に効果のある魅力あるものでないのかなとこう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。

休憩いたします。

午前11時43分 休 憩

.....
午前11時45分 再 開

○議長（芦崎達美君） それでは、休憩前にさかのぼって会議を開きます。

この件に関しては、第108号議案にそぐわないので質問を受けかねます。休憩中に9番議員から質問の取り下げがありましたので、終了します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第109号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） それでは議案第109号についてご説明いたします。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改正しようとするものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

八峰町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改めるものです。

内容につきましては、出産一時金の支給額について、条例で39万円と産科医療制度補償の掛け金3万円を合わせて42万円の支給となっておりますが、このたび産科医療制度掛け金の見直しが行われ、加算額を1万6,000円に下げられてございます。その出産一時金の基本額の39万円と下げられた1万4,000円を足して、40万4,000円に引き上げるという内容でございます。支給額については、42万円そのままでございます。

附則といたしまして、施行日、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る八峰町国民健康保険条例第5の2の規定による出産一時金の額は、なお従前の例によるということでございます。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第109号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 産科医療補償制度の見直しに伴った今回の措置のようですけども、この産科医療制度がどのように見直しされたのか、その内容について説明してください。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

産科医療制度の見直しということで、掛け金の3万円については規則の方で改正してございます。それで産科医療制度の主な内容といたしましては、脳性麻痺基準の見直しということで、「在胎週数33週以上かつ2,000g以上」から「在胎児32週以上かつ1,400g以上」に拡大されてございます。

それから補償の主なものでは、当初掛け金を500人から800人と見込んで保険料を3万円と推定してございましたが、出生数が減少して今後の見通しを570人以下に修正した関係で、保険料水準を下げたものが主な内容でございます。詳しいものもつとあるんですが、大まかな部分は以上のような改正でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） そうすれば、保険料が1万4,000円引き下げられたわけですけども、補償内容については変わりはないということですね。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

補償の内容については変わりはありませんで、保険料の部分の改定だけでございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第110号、八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林教育次長。

○教育次長（小林孝一君） それでは議案第110号のご説明を申し上げます。

八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。峰浜地区の2小学校（水沢小、埴川小）を廃止し、2校を統合して新たに峰浜小学校開校、並びに、町内の2中学校（八森中、峰浜中）を廃止し、2校を統合して新たに八峰中学校を開校するものであります。

次のページをご覧ください。

学校設置条例の第1表であります。ここには小学校の配置が表になっております。それで現在、「八森小学校、水沢小学校、埴川小学校」と3校あるわけですが、それを「八森小学校と峰浜小学校」の2つに改正します。

そして、別表第2であります。ここは中学校の配置を表としてありますけれども、「八森中学校と峰浜中学校」を「八峰中学校」1つと改正します。

そして、この条例は、平成28年4月1日から施行します。

それで統合される小学校2つと、それから中学校2つの廃止は、平成28年3月31日に廃止することになります。

以上であります。宜しくお願いします

○議長（芦崎達美君） これより議案第110号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第111号、八峰町松波健康広場条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金田生涯学習課長。

○生涯学習課長（金田千秋君） 議案第111号でございます。

八峰町松波健康広場条例を廃止する条例制定について。

八峰町松波健康広場条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

健康広場のテニスコートを沢目子ども園の駐車場としたため、本条例を廃止するものであります。

この条例は、健康広場のテニスコートの使用について規定したものであり、テニスコートがなくなったことにより廃止するものであります。

以上です。

○議長(芦崎達美君) これより議案第111号について質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第111号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は原案のとおり可
決されました。

日程第10、議案第112号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第112号をご説明いたします。

工事請負変更契約の締結について。

平成25年8月12日に指名競争入札に付した観海浄水場整備工事について、下記のとおり
請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は
処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。観海浄水場整備工事。

2、契約金額。変更前、6億7,627万2,450円。うち取引に係る消費税及び地方消費税
の額、3,220万3,450円。変更後、6億8,803万9,800円。うち取引に係る消費税及び地方
消費税の額、3,310万4,800円。

契約の相手方。住所、秋田県山本郡八峰町八森字和田表121番地。

商号または名称。大森・柴田・ユアテック特定建設工事共同企業体。

代表者。大森建設株式会社八森本店、本店長大森弘。

支出科目。平成25年・26年度八峰町営簡易水道事業特別会計継続費でございます。

2款事業費1項施設改良費1目八森地区施設改良費。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

契約変更の中身につきましては、皆さんのお手元の方に配付してある「変更契約に関する概要」というのでなっております。これについては、現場の方進んで、精査したもので変更契約をしようとするものです。今回が最終になる予定でございます。

以上です。宜しくお願いします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第112号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案112号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。なお、午後1時より再開いたします。

午後 0時00分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、議案第113号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第113号をご説明いたします。

工事請負変更契約の締結について。

平成25年11月28日に指名競争入札に付した観海地区取水施設築造工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。観海地区取水施設築造工事。

2、契約金額。変更前、1億7,355万5,880円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、1,205万5,880円。変更後、1億8,272万5,200円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、1,353万5,200円。

契約の相手方。住所、秋田県山本郡八峰町八森字椿台136番地。

商号または名称。伊藤栄・協立・石井特定建設工事共同企業体。

代表者名。伊藤栄建設株式会社、代表取締役伊藤久。

支出科目。平成25・26年度八峰町営簡易水道事業特別会計継続費でございます。

2款事業費1項施設改良費1目八森地区施設改良費。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

変更の内容につきましては、変更契約に関する概要の方に記載しております。こちらの取水についても今回で変更を終わる予定にしております。

以上です。宜しくお願いします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第113号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第113号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案113号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第114号、平成26年度八峰町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 議案第114号についてご説明申し上げます。一般会計補正予算であります。

議案第114号、平成26年度八峰町一般会計補正予算（第6号）。

平成26年度八峰町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,933万1,000円を追加し、総額を63億2,992万6,000円とするものであります。

それから第2条につきましては、繰越明許費の追加であります。これは第2表の繰越明許費の補正によります。

それから、第3条につきましては、地方債の追加及び変更でありまして、第3表の地方債補正によります。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加藤 和夫

それでは3ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費の補正ですが、追加分であります。

2款総務費のホームページ更新業務委託ということで、当初電算の共同化の中でやる予定でありましたが、そちらの方が今できないということで単独でやるというものであります。これにつきましては、歳出の方にも関連予算が出てまいります。

それから、11款災害復旧費1項の農林水産業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業、池の台1号線ですが、これは327万5,000円であります。それから、2項の公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧これにつきましては、道路3件、河川2件の1,600万円であります。合わせて2,521万6,000円あります。

次のページをご覧ください。

地方債補正の追加の分ですけれども、この後の関連予算が歳入歳出それぞれ11ページ、21ページに出てまいります。統合小学校改修事業ということで限度額を1,890万円とするものであります。それから、統合中学校改修事業ということで2,010万円。いずれも合併特例債でございます。

それから地方債の変更ですけれども、過疎対策事業（通常分）でございますけれども、

これにつきましては、限度額を360万減じて3,540万円とするものであります。これは、ルート101の改良に伴う防火水槽に伴う分でございます。

それから過疎対策事業（ソフト事業分）ですけれども、これも360万円減じて9,500万円にするというものであります。これは町道観海浜通線の道路改良事業の減額でございます。

それでは、歳出の方ご覧ください。

先の全協で詳細に説明したり、それから全協資料の中に詳細に書いてあります。それから町長が行政報告である程度詳しく説明したものについては、詳細の説明は重複しますので割愛させていただきたいと思っております。詳細につきましては、後ほど議論の中で質疑応答の中でやっていただければと思っております。

それでは、14款1項1目民生費国庫負担金32万3,000円の追加であります。これにつきましては、自立支援給付費負担金（過年度分）ということで、これは事業確定に伴うものでございます。

それから、14款2項1目民生費国庫補助金17万5,000円、これにつきましても事業確定に伴うものでありまして、年金生活者支援給付金支援準備市町村事務取扱交付金でございます。

それから、5目の災害復旧費国庫補助金98万2,000円の補正であります。これは林業施設災害復旧費補助金で、基準事業費の2分の1分であります。

それから、その次の15款2項1目総務費県補助金173万1,000円の補正であります。これはこの後の歳出の13ページの方にも出てまいりますが、生活バス路線等維持費補助金として76万5,000円、それからマイタウンバス費補助金として96万6,000円であります。生活バスの方は岩館線、それからマイタウンにつきましては大久保岱線であります。

それから、4目農林水産業費県補助金50万円の補正であります。これは新規に立ち上げた法人に対する補助金でありまして、未来ファームに対するものであります。農業法人確保・育成事業補助金50万円、これはトンネル補助と言いますか、この15ページの歳出の方の農業振興費の方にも出てまいります。

それから、17款1項3目基金費の寄附金ということで100万円であります。これは、ふるさと八峰応援基金寄附金ということで当初は100万円みていましたけれども、今170万円以上来ているということで100万円追加するものであります。関連予算が、13ページの企画費、それから25ページの基金費の方にも出てまいります。

それから不足分の財源につきまして、19款1項1目の繰越金を充てるということで、5,611万9,000円の補正であります。これは今回一般会計繰越金ということで、これを補正した後の留保額ですが2億2,193万7,000円でございます。

それから、20款4項2目納付金149万7,000円ですが、これは全協でも説明いたしましたように個人事業主への源泉徴収漏れということで、これは職員の認識不足によるということで大変申し訳ございませんでした。関連予算が歳出の諸支出の方に25ページですが出てまいりますので、ひとつ宜しくお願ひしたいと思います。

それから、3目の雑入520万4,000円ですが、これは先ほどのルート101の改良に伴う防火水槽の移転補償費であります。520万4,000円ですね。

それから、21款1項5目の町債ですけれども、土木債、先ほど申し上げましたように観海浜通線の道路改良事業に伴うものであります。

それから、その次の防火水槽設置事業債ということで、これも過疎債ですが、これは先ほど言ったとおりであります、360万円。

それから7目の教育債ですが、これも先ほど出てまいりましたけれども学校整備事業債ということで、統合小学校分、それから統合中学校分でございます。

歳出です。

一番上、2款1項1目の一般管理費備品購入費でベビーカーとありますけれども、これは窓口子どもを抱いた人が窓口で手続きする時に抱っこしたままやっている人がいるということで、これは職員の提案もありまして、ベビーカーも1台ぐらいあってもいいんじゃないかということで今回措置するものであります。

それから6目の企画費ですが、845万7,000円の補正であります。先ほど言いましたように報償費として、ふるさと納税関係報償費100万円の2分の1ということで50万円、それから負担金補助の補助金ということで生活バス路線等維持費補助金が459万1,000円、それからマイタウン維持費補助金が336万6,000円であります。

それから、7目の電子計算費981万9,000円の補正であります。これも先ほど繰越明許費のところでお話ししましたけれども、ホームページの更新業務委託料ということで59万4,000円あります。それから負担金ということで、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金ということで、これはマイナンバー制度に関わる改修分が主なものですが、その他年金関連で387万9,000円あります。

それから需用費の光熱費につきましては、これは電気量の値上げによるもので120万円、

あと、集会所の小破修理ということで5万4,000円であります。それから役務費、手数料ですが、これは八森多目的集会施設の灯油タンク等の廃油処理で11万9,000円であります。

それから、3款1項1目社会福祉総務費ですが、これにつきましては旅費が1万7,000円ということで、平成27年の来年の4月より施行されます生活困窮者自立支援法に関する説明会等の旅費であります。

それから、6目の介護保険費232万6,000円の補正であります。これは、それに伴う職員の時間外が23万3,000円。それから、それ以外の所の役務費、備品購入費、公課費ですが、これは今、社会福祉協議会、それからJ A秋田やまもとの方に外出支援サービス事業を委託してあるわけですけれども、そのうちの社協委託分の車が14年経過して15万km以上走っているということで、更新するということで195万6,000円、それに伴う保険料とか重量税であります。

その次のページ、14ページですが、3款2項1目84万4,000円の追加、これは職員手当で時間外手当ですが、今回の子ども園の統合等に関わりまして平年よりも時間外が掛かり増ししているということで補正するものであります。

それから2目の子ども園費1,007万6,000円の補正ですが、需用費の光熱水費については、これは八森子ども園の電気料分104万円、それから役務費の3万6,000円につきましては、同じく八森子ども園の火災報知機の電話回線使用料等でございます。

それから、4款2項1目清掃費は124万2,000円の減額補正ですが、これは事業勘定といたしますか、入札が終わりまして家庭用ごみ袋の印刷代の事業確定に伴うものであります。

それから、6款1項3目農業振興費50万円、先ほど歳入のところでも出てまいりましたけれども、未来ファームに対する補助金であります。

それから、7目の水田農業構造改善対策費1,183万1,000円であります。これは、1つは国の産地交付金に充当するというので、重点品目産地づくり支援交付金の補助金を344万4,000円減額するというものであります。これは、ネギやキャベツ・ミョウガ受託数に関わる補助金であります。それから、もう一つ全員協議会でも説明いたしましたように今回の米価下落対策ということで、町単独で支援するというので稲作農家緊急支援補助金1,527万5,000円あります。これは10a当たり1,500円という積算根拠になっていきます。

それから、11目の都市農村交流事業費68万4,000円の減額ですが、これは漁火の館の塗

装工事の完了に伴う委託料工事費の工事請負費の減額であります。

それから次のページ、6款2項3目林道整備費16万7,000円の補正ですが、これは重機の燃料代でございます。

それから、6款3項2目水産業振興費100万円の補正であります。旅費につきましては、いろいろ企画しておりましたというか、参加を予定していましたイベント等への不参加による減額による費用弁償の減額分であります。それから補助金ですけれども、これも全員協議会で説明いたしましたように、冷却装置を買いたいという漁業の方がいるということで、これは県の補助事業をやったものに対して協調してやるということで、県が3分の1、町が3分の1、漁業者が3分の1ということで、町が3分の1分を予算措置したものであります。

それから、7款1項2目商工振興費74万8,000円の減額ですが、これも各種イベントを実施していたものが不参加等によって確定いたしましたので、74万8,000円を減じると。

それから、その次の需用費、それから役務費、それから14節の使用料につきましては、来年の2月1日にNHKのラジオの公開番組であります「真打ち競演」という番組に係る町の持ち分であります。13節の委託料の13万5,000円は、これは事業勘定に伴う減額であります。それから15節の工事請負費もそうであります。

その次の7款1項6目のポンポコ山公園管理費30万円の補正ですけれども、これもグラウンドゴルフ内の藤棚を補修するということで30万円を載せてあります。

それから、8款2項2目道路新設改良費1,025万6,000円の減額であります。中身につきましては、時間外が今年の7月・8月の災害等で平年よりちょっと時間外がかかっているということで追加するものであります。それから工事請負費、これにつきましては町道観海浜通線道路改良延長減による減であります。これは、その後の22節の補償費の補償金のところありますけれども、仲村・埜上下水道管の添架管の移設補償費の逆にその分を、先ほどの観海線の分をこちらの方に持っていくという、全体の事業費の枠の中の調整であります。需用費の100万円につきましては、これは管理橋梁の84橋梁の小破修理分であります。

あとそれから、4目の除雪費の180万円の補正ですが、これは除雪車両の12台分の車検や自主点検等の修繕料でございます。

それから、8款3項2目河川維持費100万円の補正ですが、これは茶の沢線の護岸補修工事ということで、当初機械による掘削といえますか補修をみていましたけれども、一

部機械が入れない所があるということで一部人力でやらなくちゃいけないということで、当初200万円の工事費を300万円に100万円追加するというものであります。

それから、9款1項2目消防施設費4万7,000円の減額ですが、先ほど言いました防火水槽の解体移設工事が完了したということであります。

それから、3目の災害対策費9万6,000円でありますけれども、これは防災会議の委員の分の報酬ということで9万6,000円であります。

教育費については、後ほど今教育長の方から説明いたしますので、私の方は22ページ。

11款1項2目林業施設災害復旧費266万円の補正であります。これにつきましては、測量設計業務委託料として24万2,000円、それから工事請負費として235万9,000円でありまして、これは池の台線の1号箇所分に関わるものでございます。

それから、13款2項1目国県支出金返納金512万1,000円の補正であります。これは、事業確定による国県支出返納金ということで501万1,000円、それから障害児分として8万円、それから地域生活支援分として3万円であります。

それから23節の償還金利子及び割引料ということで、先ほど歳入のところでも出てまいりましたけれども、源泉徴収所得税の納付金ということで、これにつきましては個人事業主への源泉徴収の課税漏れがあった分を町の方でまず立て替えて払うということであります。それから延滞税等納付金ということで、これにつきましては町の負担になりますので44万1,000円を支払うというものであります。

それから、13款3項8目ふるさと八峰応援基金ですが、これも先ほど出てまいりましたけれども、100万円追加して、全部で寄付金を200万円にするということであります。

以上であります。ひとつ宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（芦崎達美君） 次に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは私の方から教育費についてご説明を申し上げます。

20ページ、21ページになります。

それでは、10款教育費2項小学校費の2目の水沢小学校費2,111万4,000円あります。委託料として1,961万8,000円の内訳でございますが、冬期スクールバスの委託料として113万7,000円を計上させていただきました。これは8月1日から運賃と料金額が改正になりまして、当初予算との差額を計上させていただいたものでございます。次の統合小学校改修工事の基本設計業務委託料は、工期完了に伴う差額でございます。また、統合小学校改修工事实施設計業務委託料として1,990万4,000円を計上させていただきました。

先ほど副町長が話した詳細の分でございます。大規模改修につきましては、学校側または保護者の要望をいただいて、それを受けて学校側とか基本設計業者、建設課、教育委員会と会議を重ねて出された設計案に基づく委託料でございます。また、18節の備品購入費につきましては149万6,000円教材備品であります。平成27年度から4年間使用する小学校の教科書の採択替えに伴いまして、教師の使う指導書、教科用の教材等でございます。

3目の埴川小学校費の210万2,000円でございます。需用費として、25万円は修繕料として、体育館の暖房費の灯油タンクが古くなりましてそれを取り換えるものでございます。また、18節の備品購入費につきまして、185万2,000円については管理備品として、35万7,000円は来年度特別支援学級1クラス設置されます。そのために、現在準備室に使っている部屋をその教室に使うために必要なパーテーションとか机とか、それから黒板とかを購入するためのものであります。また、教材備品につきましては、先ほど水沢小学校のところで申し上げた、教師用の指導書、指導用の教材等の購入費であります。

4目の八森小学校費158万5,000円につきましては、需用費として10万円、修繕料であります。学校施設の修繕に予算が少なくなりまして、10万円を計上したものでございます。また、備品購入費として148万5,000円は、先ほど申し上げました小学校の教材の備品であります。148万5,000円であります。

次に、3項中学校費1目の峰浜中学校費の2,164万8,000円につきましては、委託料として冬期スクールバスの委託料、これも先ほどお話ししました運賃料金の改定に伴うものでございます。また、統合中学校費の基本設計は工期終了のものとの差額でございます。統合中学校費の工事实施設設計の業務委託料については、2,118万5,000円計上させていただいたものです。

2目の八森中学校費の175万2,000円につきましては、11節の需用費は修繕料として体育館の誘導灯の修理として7万円を計上いたしました。また委託料としては、冬期スクールバスの委託料として168万2,000円を計上したものであります。

次のページをお願いします。

4項社会教育費秋田白神体験センターであります。51万6,000円の計上であります。職員手当につきましては時間外手当の不足分として計上したものであります。20万円あります。旅費について3万6,000円は、普通旅費として各種会議等へ出席のための費用として計上したものであります。また、需用費としての28万円は、修繕料としての23万

はマイクロバスの修繕料として計上したものの。また賄材料費の5万円は、体験活動用の食材の購入費の不足分として計上したものであります。

次、5項の保健体育費保健体育総務費であります、21万3,000円を計上させていただきました。これは補助金として八森スポーツ少年団の補助金であります、水沢スポーツ少年団のミニバスチームが年度初め早々に全県大会に出場するためのかかる経費の補正であります。63万円ほどかかるわけですが、当初予算の不足分を計上させていただいたものであります。

また、学校給食共同調理場運営費33万円につきましては、給食センターの調理器等の修繕費として33万円を計上させていただいたものであります。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第114号について質疑を行います、質疑ありませんか。

2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 3ページの表に総務費のホームページ更新業務委託ということで600万円弱の予算が計上されているわけですが、正直なところホームページを更新するのにこんなにかかるのかというちょっと驚きがありまして、もし約600万円のその内訳といいますか、そういうの分かったら教えていただきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

ホームページについては、2款1項7目の電子計算費の方に載ってきております。それで年度内に作業が終われないということで、繰越明許費の方を設定して、来年の6月末あたりまでを目指すという形にしております。実は現在のホームページ、お分かりのとおりなかなか見づらい。これは旧八森町時代に、早めに作ろうということで、沖縄県の業者さんの非常に安い物を利用して作ってそのまま継続していったものです。今回のものについては内訳等あとでご紹介しますが、県内でいろいろ手掛けている業者さんから見積りをいただいて、まずそれを基本にしようということで今回計上しておりますので、いずれこの額以内で納めるということにしたいと思っております。あとで詳細についてはお知らせします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 町のホームページに関しては、私も他町村のホームページに比べて非常に分かりづらいといいますか、使いづらいホームページだなと思っていました。

非常にリニューアルされるということ非常にいいことだなあと考えております。これだけの予算を掛けるのですから、しっかりと町外の人たちにも八峰町の良さをアピールできるようなホームページにさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。

○2番（笠原吉範君） 要りません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 25ページの源泉徴収の徴収漏れの事件について、全協の中で説明を受けてその内容は分かっているわけですが、まず1点目は、取らなかった方々個人建築主になるわけですが、これを4年分さかのぼって納めていただくという考え方の説明受けましたが、この4年間分の所得税の部分について、确实これが回収なのかどうかということ。それと、この分を本年からもらうということは、税金を二重に支払うことになるわけですよ。結局その分を既に所得として納税してある。もし仮にこれを個人が後日公正の請求をしたとしても、1年分しかたぶん還付にならないのではないかというふうに思うわけです。その辺は町の方で十分研究されているものでその辺の回答は求めますが、あともう一点は、延滞税・納付加算税、これを合わせて44万円ほどになるわけですが、額は小さいと言いながらもこれは町が損失をしたわけです。こういうことが行政のプロである職員がこれをやらなかったということについては、やっぱり何らかのけじめが必要なんではないかと。これは会計課になるのか、その担当課それぞれ今までの過去5年間の担当がいるわけです。そういうことについても何らかのけじめというものが私は必要なんではないかと。そうでないとですね、一般町民の税に対する負荷というものは町民には厳しいし身内には優しいと、誰も今まで町の損害を被った部分について責任をとった事がない、そういうふうな状況では町民に対しての信頼関係の構築は非常に難しいのではないかとというふうに私は考えますが、この点について回答を求めます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。川尻会計課長。

○会計課長（川尻悦子さん） 私の方からお答えいたします。

まず、源泉徴収しなかった分については、修正申告することによって事業主の方に還付されるとみております。還付される期間は5年間請求できますので全ての分について回収されると考えております。対象者の方にも事前に連絡をとっておりますので回収な

ります。

○議長（芦崎達美君） 次に、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに、延滞の関係で町の支出を伴うということは事実であります。ただ今回のここに至ったケースがやっぱり税務当局側との意思疎通の問題等も多分にあったのではないかなと私なりに思っています。それらの問題等もよく見極めて、単純に職員の瑕疵だけでと判断できるのかどうかそこら辺も見極めをしなきゃならないと思いますので、それらを整理をしながらいろんなケースに照らして、これは職員にも責任を求めるといふような判断になればその時点でやりますけれども、いずれいろんな状況をまずしっかり掴んで対処したいと思っています。おっしゃるとおり、我々町民の税金を扱う立場では、やっぱり税に対する考え方についてはおっしゃるとおり厳しく対応していかなきゃならないと思いますので、そういう面ではこの後の事務にあたってはそういうことを念頭に入れながら適切な事務処理をしていくように職員も十分指導してまいりたいなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 2点お尋ねいたします。

まずはじめに、全協で須藤議員も述べておられましたけれども、統合小・中の改修工事の設計業務の件なんですけど、基本設計を行った業者を実施設計でまた再度指名するかどうか。本来であれば、基本設計終わった業者さんは透明性を高める意味でも実施設計から、この指名から本来であれば外すべきだと私は思うわけですけども、その点が1点と、もう一点はこの実施設計の委託料についてなんですけど、校舎等の改修工事の合計額と、それからヒートポンプを導入した場合ということで2本立てで工事費の概算が載っているわけですけども、この実施の業務委託料はヒートポンプを導入したという想定のもとで委託料を計上されたのかどうか、以上の2点についてお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） ただいまの基本設計をやった業者が実施設計にも指名するのかわというふうなお話しでありますけれども、その件につきましてはまだ指名しかやっていないので何とも言えませんけれども、いずれ今までもそういう形の中でいろいろやってきたという経緯あります。

それで、私個人的な見解ですけども、いずれ今までもと例えば政治倫理の関係も

あって業者さんやっている人が議員になれないとかという関係の関連すると思うんですが、前は例えば、議員にならないとその設計の中身が分からないとかそういうあれあったんですけども、今はもう情報公開の中でいろいろやっていって、なおかつ予定価格まで公表していると。それで設計の中身についても全部閲覧してやっているという中で、基本設計やったから実施設計の指名に入れないというところまでは、私は今現時点では考えておりません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 委託のこの額には、ヒートポンプの工事費の分も入ってという委託料の算出です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 基本設計を行った業者は実施設計に指名云々の話なんですけど、基本設計に基づいて実施設計が行われるわけですよ。そうすればね、基本設計を行った業者設計屋さんが絶対有利になるわけですよ。入札に際してですね。ですから、本来であれば基本設計を行った業者さんは指名から本来であれば外すべきなんです。透明性の観点から言ってもね、やっぱり私はそう思うわけですけども、まあそういう観点から須藤議員も全協で伺ったものだと思いますけれどもね、そこのこれから指名の審査委員会も開催されていないんですが、そこのところ十分考慮の上、指名に臨んでいただきたいと思います。

それから、今のヒートポンプの件なんですけど、そうすりゃあヒートポンプを導入した場合云々じゃなくて、ヒートポンプはもう最初から導入するということで物事を進めて行った方がいかなんでしょうか。基本設計、実施設計にその分も含んだ予算だといふのであればね、そうすべきだと私は思うわけですけども、その点2点について再度お答えください。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ヒートポンプの工事費も今回の委託の中に算出するよう。

○議長（芦崎達美君） 休憩します。

午後 1時43分 休 憩

午後 1時44分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前にさかのぼって本会議開会します。

田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ヒートポンプと設置で今回の委託料のものです。設置する事にした場合、設置で検討してこの金額で算出しております。

○議長（芦崎達美君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ヒートポンプも設置するという前提で委託料も組んでいますので、誤解ない、同じです。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。ほかに質疑。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 小学校費のことでちょっとお伺いいたしますが、教材の備品という事でそれぞれ小学校の部分でこの前全協で説明あったように教材資料ということで準備されるようですが、参考のために中学校はいつこれ回答になりますか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） お答えいたします。

中学校の採択は来年度になります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 先ほど柴田議員の質問と似ているといえば全く似ているんですが、学校の予算10億円というふうに我々認識してあったわけですが、新聞の中でも10億円だというふうに確かなっていたなど。ヒートポンプの部分についてそれを足すと12億円になるわけですね。この12億円というものが今更別々に改修するという事になってしまっているんで、それはあえて元に戻すことはできないだろうと思いますけれども、これだけの予算をかけるぐらいだったら統合小中学校の方がまだよかったんじゃないかなと思う反面あるわけですよ。今更こういう事を言ってもどうもならないわけですが、それにしても先日全協の中でこの資料渡されたわけですが、全然説明されていないわけですね中身。それと、これのいろんな概算書の中に適用があって、これとこれを直すんだからこのぐらいかかるというペーパーでは分かります。ですが、現実その場所に行って、この辺はこういうふうに直るんだ、この辺はこういうふうな要望で直るんだというふうな事を目視していかないと、これだけかかるのかということが非常に私は納得できるのかどうかというのが、皆さんから逆に聞きたいなというふうに思うわけです。ですから、私はそこの現場を視察しながらですね、ここはペアガラスが入る、ここは何か入るといふような具合の説明があって大体こういうふうな概算金額なんだよ

というふうな説明があつてはじめて設計に入るべきではないのかなと思うわけですが、その辺のいきさつと考え方についてお尋ねします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。小林教育次長。

○教育次長（小林孝一君） ただいまの件についてご説明いたします。

確かに、前もって十分現場を案内して説明申し上げればよかったですけれども、なかなかその時間を取る余裕がなくてですね、それでこの前も全協で資料を出しただけでまだ内容の説明がなかったわけですが、そのことについては皆様方に機会を設けて説明したいということで考えております。できれば明日の一般質問の後にでも時間を取っていただければ皆様の方にご説明したいと考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第114号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第115号、平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） それでは議案第115号についてご説明いたします。

議案第115号、平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に4,371万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,984万3,000円とするものでございます。

平成26年12月17日提出

内容については6ページをお開きください。

最初に、歳入についてでございます。

8款1項1目繰越金1節繰越金4,371万6,000円の追加でございます。これは前年度繰越金で補正財源でございます。

次のページご覧ください。歳出についてでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金25節積立金4,371万6,000円の追加でございます。これは介護給付費準備基金積立金として追加するものでございます。宜しく願います。

以上でございます。

○議長(芦崎達美君) これより議案第115号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第115号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第116号、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第116号をご説明いたします。

平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に1,020万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億74万2,000円とするものです。

平成26年12月17日提出

内容については6ページ、7ページをご覧ください。

歳入でございます。

5款1項1目繰越金、前年度繰越金150万1,000円。

6款1項1目受託事業収入として870万円の補正でございます。これは橋梁維持費の方からの収入です。

8ページ、9ページをご覧ください。歳出です。

1款1項1目一般管理費、職員手当等で時間外の補正でございます。50万1,000円です。

1款2項2目峰浜地区施設管理費、需用費100万円。修繕料ですが、漏水修繕料、今年大きい2箇所ばかりありまして修繕料がほとんどない状態ですので、修繕料100万円の補正です。

2款1項2目峰浜地区施設改良費の15節工事請負費、仲村橋添架管架替工事870万円の補正です。これについては仲村橋の補修工事に伴う添架管ですが、当初1,800万円ほどみてあったのですが、全体的に道路幅員が広がって今付いている管が使えないということで、新たな管を敷設しなければならないということで、こちらの方の工事費が割高になっております。

以上です。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第116号について質疑を行います。質疑ありませんか
7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） お伺いいたします。

工事請負費の件でございますけれども、いつ頃の入札を予定して、大体いつ頃から工事にかかる予定なのか、見通しが立ちましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 入札については終わっております。12月の初めです。これにつきましては、来年の盆前までに大体終わらせたいなと思っておりますが、取りあえず現在のところは年度末までの予定ですが、若干今調整取っている所がありますので、取りあえずは今年度内完成を目指しているんですが、もしかすると繰越になる可能性もあります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） この後の集落排水の方にも関係した予算が出てくるかと思うんですけれども、これも一種の発注という格好でいいわけですね。集落排水の方にも今この

後予算出てきますけれども一緒に合わせてやるということになりますか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 集排の方にも出てきますが、上下流に水道管と下水道管が入っているので一緒に施工するという事です。

○議長（芦崎達美君） ほかに。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 仲村橋の橋脚の修繕工事と、これらが冬期間にかかるというようなことは考えられませんか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 取りあえず今、管の方が納入どのくらいかかるかによってなんです、橋そのもの上部工全部解体になりますので、仮設道路で車を歩かせるということで設計して発注しております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 明日の除雪対策の一般質問の中でもちょっとお伺いしようかなと思っておったんですが、今冬期間にもし仮にこういった工事がなされるとすれば、今また除雪というような大変重要な仕事もあるわけがございますので、こういった工事と除雪が並行して行われるということになりますと、交通の支障になる部分があるんじゃないかなと今お聞きしているんでございますので、冬期間にかからなければそれでいいわけですけども、もし冬期間にかかるようであれば、是非そこら付近の配慮も十分行っていくべきだと思うわけですが、そこら付近をもう一度詳しく教えてください。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） なかなか冬期いろいろ考えたんですが、どうしても国の補助決定が6月から7月ということで、それから設計をやって発注になると年末近くになるというそういう方向です。それで繰越事業関係もあるんですけども、今回管材関係の納入がちょっと厳しい期間がかかるだろうということで、目処が立たないうちはまず橋の方は壊したくないなということで現場の方では打合せをしております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第116号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時5分より再開いたします。

午後 2時01分 休 憩

.....
午後 2時08分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第117号、平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第117号をご説明いたします。

平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,253万7,000円とするものです。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

内容につきましては6ページ、7ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金1節前年度繰越金72万5,000円です。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費需用費ですが、消耗品4万6,000円の補正です。これにつきましては、公用車のスタッドレスタイヤ購入のためです。

1款2項1目八森処理区施設管理費11節需用費の修繕費ですが、67万9,000円の補正です。これにつきましては、11月消防署の検査で指摘されました自動火災報知機の取替修繕でございます。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第117号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第117号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第118号、平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第118号をご説明いたします。

平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に234万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,712万円とするものです。

平成26年12月17日提出

八峰町長 加藤 和夫

内容については6ページ、7ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金1節の前年度繰越金64万3,000円。

5款2項1目受託事業収入の1節の受託事業収入170万円でございます。

8ページ、9ページ、歳出でございます。

1款2項1目の石川地区施設管理費需用費15万円の補正です。これは修繕料の補正でございます。流量調整ポンプ交換修繕にかかる費用でございます。

それから3目の埴地区施設管理費の需用費49万3,000円ですが、これは修繕料の補正でございます。マンホールポンプ水計変換機の取替でございます。これについては落雷で

故障したものです。それから、15節工事費請負費ですが、これにつきましても仲村橋の橋梁補修工事に伴う補正ですが、こちらについても橋梁付近が広がるので、現在付いているものが使えないということで不足が生じたので170万円の補正を行うものでございます。

以上、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第118号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第118号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

日程第17、請願第1号、米の需給安定対策に関する請願書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

本定例会最終日までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第18、請願第2号、農協改革に関する請願書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は教育産業建設常

任委員会に付託することに決定いたしました。

本定例会最終日前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第19、陳情第11号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

本定例会最終日前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第20、陳情第12号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略しこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第12号を採決します。お諮りします。陳情第12号について採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、本案は採択とすることに決定いたしました。

日程第21、発議第10号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君） 目録の11ページをご覧ください。

発議第10号

平成26年12月17日

八峰町議会議長 芦 崎 達 美 様

提出者	八峰町議会議員	鈴 木 一 彦
賛成者	同 上	嶋 津 宣 美
〃	〃	笠 原 吉 範
〃	〃	腰 山 良 悦
〃	〃	柴 田 正 高

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書
の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出理由でございます。

看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画、そのための看護師確保策を講じることについて、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

意見書の内容につきましては、次ページでございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略しこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第22、陳情第14号、労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) したがって、陳情第14号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略しこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第14号を採決します。お諮りします。陳情第14号について採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、本案は採択とすることに決定いたしました。

日程第23、発議第11号、労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長(鈴木久明君) お手元の14ページをご覧ください。

発議第11号

平成26年12月17日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由でございます。

「労働者派遣制度」の制度改悪を行わず、派遣労働の原則である「臨時的・一時的な業務に限る」ことに限定することについて、関係行政庁に対して意見書を提出する必要

があるためでございます。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略しこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第24、陳情第15号、介護従事者の処遇改善を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第15号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略しこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第15号を採決します。お諮りします。陳情第15号について採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は採択とすることに決定いたしました。

日程第25、発議第12号、介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君）

平成26年12月17日

八峰町議会議長 芦 崎 達 美 様

提出者	八峰町議会議員	鈴 木 一 彦
賛成者	同 上	嶋 津 宣 美
〃	〃	笠 原 吉 範
〃	〃	腰 山 良 悦
〃	〃	柴 田 正 高

介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由。

介護職員の不足、人員確保が喫緊の課題となっており、介護従事者の処遇を抜本的に改善することについて、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） これより発議第12号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第26、陳情第16号、専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についての陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会の付託としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第16号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

本定例会最終日前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第27、陳情第17号、集団的自衛権の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第17号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

本定例会最終日前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第28、陳情第18号、「マクロ経済スライド」制の廃止を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第18号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

本定例会最終日前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第29、陳情第19号、最低保障年金制度の創設を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第19号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

本定例会最終日前までに審査を終了されるよう希望いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月18日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 2時28分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 6番 柴田正高

同署名議員 7番 皆川鉄也

同署名議員 8番 嶋津宣美